

## 令和6年度山形村農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

山形村の農家の経営面積は小さく、農地は点在しがちで集約されていません。そのため農業生産や輪作を効率的に行なうことが困難です。一方で宅地化需要が高まっており、好条件の優良農地が虫食い開発され、かつ農業機械の騒音・堆肥による悪臭などの農業問題が起きています。村はJAとの協働のもと農地の集積や輪作の指導を行なってきましたが、土地の問題だけに調整は難航しています。将来を見据えて、優良農地の確保と農地の集約とを推進していく必要があります。また、水田地帯では、湿地帯が多くあり水稻以外の作付けが困難な場所には、WCS用稲、飼料用米、加工用米などの新規需要米を推進していく必要があります。

### 2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

地域の特産品として、長芋、すいか等があげられる。しかし当村の農地では、上記のような問題点があるため、作付け拡大を図る品目を見極め、対応していく。

また、山形村はそばが有名なため、観光の面からの相乗効果を図ることができればよいと考える。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

山形村の水田の所有者の高齢化率が高くなっています。水田で農業ができない土地については法人が運用するなどしていますが、担い手不足なのが現状です。そのため、若手農家に農地を付与するなど若手が活躍できるようにしたいと考えます。

ブロックローテーション体系の構築については、水田利用状況等を現地確認と合わせて確認し、その点検結果をふまえ、対応方針について関係者や地域の中で話し合いを進めていく。

### 4 作物ごとの取組方針等

#### (1) 主食用米

行政による生産数量目標の配分見直しが行われていることもあり、今後は生産者が需要を見ながら、どのような米をいくら作るかなど生産する量や作付方針を自ら決め生産していく。また生産者から経営者へと意識を変え、自ら需要と供給をマッチングさせていく。

#### (2) 備蓄米

早い段階で米価が決まるため、ある程度確実な経営計画が見込めるとし、出来秋とのリスク分散化が行える。生産調整のこともあり積極的に進めていく。

#### (3) 非主食用米

##### ア 飼料用米

山形村の水田地帯では、水稻しか作れないような湿地帯が多くあり、このような場所は、不作付け地になりやすいため、解決策として、飼料用米の取組を推進する必要がある。飼料用米について、飼料工場、畜産農家等の需要者から、「安定的に供給して欲し

い」という声があることから、飼料用米等が安定的に供給されるよう産地を誘導するため、複数年契約となるように推進していく必要がある。また、飼料用米については、生産コストの削減を図るため、併せて多収品種の導入や省力施肥、食力育苗及び移植といった生産性向上の取組を行うことが重要である。

#### イ 米粉用米

米粉用米と加工用米の違いが判らないため方向性が定まらない。村としてはもっと啓発に力を入れ、理解を深めることで、普及拡大・生産拡大へと道筋をつけていく。

#### ウ 新市場開拓用米

主食用米の国内需要が減少する中、内外の米の新市場の開拓を図る新たな取組みを推進していく。

#### エ WCS 用稲

村には4件の酪農家があり、現在水田にて飼料用作物を作っている。水稻しか作れないような湿地帯においては、WCS用稲の作付けを推進し、自給飼料の確保を図っていく必要がある。また、自給飼料の拡大により飼料コストも削減できるため、酪農家の経営安定のためにも湿地帯においては積極的にWCS用稲の作付けを推進していく。

#### オ 加工用米

米の生産調整をするのに水張り部分を作っているが、雑草の除去が重荷となっている。できれば手間のかからない全面作付との要望が高いので、ある種まとまった面積での生産調整で加工用米への転換を図っていく。出荷先はJA、活用方法はせんべい等食品。

#### (4) 麦、大豆、飼料作物

春先に起こる砂嵐が問題化しており、村としては風食防止で麦等の作付けをお願いしている。ただ麦は出荷価格も安く生産者は好まないの、今後は高品質で高収入、なおかつ風食防止となるようなものを探していき、転作作物として拡大していく。

また飼料作物のオーチャードグラス等は鳥獣被害地域にも対応できるなど、不作付地の解消への水際対策として大いに活躍している。今後も農地を農地のまま維持できるよう推進していく。飼料作物の二毛作については効率的な土地利用ができ、自給飼料の向上につながるため酪農家の飼料コスト削減となる。村内酪農家の経営安定のためにも積極的に推進していく。

#### (5) そば、なたね

そば集落を有する山形村では、そばが農業と観光を結び、相乗効果による活性化の可能性を秘めている。そばの花による景観形成といったところも考慮し、そばの安定的な策付けが求められている。また、山形村は蕎麦の里としての観光PRも行っており、村内のそば屋では村内産そば粉を求める声が大きく、そばの作付け推進が必要である。近年台風や大雨による農業災害が発生しているため、収量を確保するために早期刈り取りを呼びかける。

なたねは、精算・販売経路など不明確な点が多く生産者がいない。今後は転作作物として一考する余地がある。

#### (6) 地力増進作物

(対象品種：れんげ、小麦、ライ麦、エン麦、アルファルファ、クローバー、その他地力増進作物)

山形村では、地質の良い水田地帯では、多種多様な野菜類の作付けをすることができる

が、連作障害が発生しやすいことから、連作障害を回避し、高収益作物を安定的に生産し、生産性向上を図る。

#### (7) 高収益作物

全体的に地質が良いため、あらゆる野菜・果樹・花き等への取組が可能である。特にながいもは、村の特産品であり、高品質・高価格となっている。ただ、ながいもに適した土壌は貸し手がない状態である。多種多様な作物を生産できることもあり、収入においては平準化が可能である。年間を通じて生産・販売ができるような作付計画を立て、そして適材適所の土地利用を計画しながら生産拡大を図る。また観光農園・直売所等を訪れる需要者へ対応するような作付けも勘案していく。

##### ・ アスパラガス

春において村の特産品となり、観光客へのニーズも高く、生産面積の拡大を図る。

##### ・ 加工用トマト

飲料メーカーへ納品しているため、生産者にとって安定した収入を確保できる。安定した供給ができるよう調整を図っていく。

##### ・ すいか

夏において村の特産品となり、観光客へのニーズも高く、生産面積の拡大を図る。

##### ・ ねぎ

年に数回収穫できる品種も出てきており、所得向上が見込めることから水田での生産面積の拡大を高めていく。

##### ・ ながいも

多品目生産している農家の中心的役割を示している。所得向上が見込めることから水田での生産面積拡大を高めていく。

##### ・ りんご

秋から冬にかけて村の特産品となり、観光客へのニーズも高く、生産面積の拡大を図る。

##### ・ ベリー類

観光農園としての役割が高く、ニーズもあることから、生産面積の拡大を図る。

##### ・ 多品目

多品目生産をしている農家の中心的役割を示している。所得向上が見込めることから水田での生産面積の拡大を高めていく。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

～

## 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	91.1		86.89		86.89	
備蓄米	0		0		0	
飼料用米	0		0		0	
米粉用米	0		0		0	
新市場開拓用米	0		0		0	
WCS用稲	6.2		6.2		6.2	
加工用米	0		0		0	
麦	0		0		0	
大豆	10.7		10		10	
飼料作物	20.62	8.4	20.6	8.4	20.6	8.4
・子実用とうもろこし	0		0		0	
そば	21.83	9.59	20.4	6.8	20.4	6.8
なたね	0		0		0	
地力増進作物	1.3		2		2	
高収益作物	19.1		24		24	
・野菜	15.4		17		17	
・花き・花木	3.5		3		3	
・果樹	0.2		4		4	
・その他の高収益作物	0		0		0	
その他	0		0		0	
畑地化	0		0		0	

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米・WCS用稲（基幹）	戦略作物の取組	取組面積（ha）	（令和5年度） 6.2ha	（令和6年度）6.6ha （令和7年度）6.8ha （令和8年度）7.0ha
2	野菜（ネギ、加工トマト、アスパラガス、すいか、長芋）（基幹）	高収益作物の取組	作付面積（ha）	（令和5年度） 9.2ha	（令和6年度）10.0ha （令和7年度）10.0ha （令和8年度）10.0ha
3	野菜 （別紙リスト）（基幹）	高収益作物の取組	作付面積（ha）	（令和5年度） 6.1ha	（令和6年度）6.2ha （令和7年度）6.2ha （令和8年度）6.2ha
3	花き・花木 （別紙リスト）（基幹）	高収益作物の取組	作付面積（ha）	（令和5年度） 3.5ha	（令和6年度）3.5ha （令和7年度）3.5ha （令和8年度）3.5ha
3	果樹 （別紙リスト）（基幹）	高収益作物の取組	作付面積（ha）	（令和5年度） 0.2ha	（令和6年度）0.2ha （令和7年度）0.2ha （令和8年度）0.2ha
4	地力増進のために作付けした作物（基幹作物） れんげ、小麦、ライ麦、エン麦、アルファルファ、クローバー、その他地力増進作物	地力増進作物への取組	作付面積（ha）	（令和5年度） 1.3ha	（令和6年度）1.2ha （令和7年度）1.2ha （令和8年度）1.2ha
5	飼料作物（二毛作）	二毛作の取組	作付面積（ha）	（令和5年度） 8.4ha	（令和6年度）8.0ha （令和7年度）8.0ha （令和8年度）8.0ha
6	新市場開拓用米 （基幹）	新市場開拓用米への取組（地域の取組に応じた配分の対象）	作付面積（ha）	（令和5年度） 0ha	（令和6年度）0.5ha （令和7年度）0.5ha （令和8年度）0.5ha
7	そば（基幹）	そばの取組（地域の取組に応じた配分の対象分）	作付面積（ha）	（令和5年度） 12.2ha	（令和6年度）10.0ha （令和7年度）10.0ha （令和8年度）10.0ha
8	地力増進作物（基幹作物） れんげ、小麦、ライ麦、エン麦、アルファルファ、クローバー、その他地力増進作物	地力増進作物への取組（地域の取組に応じた配分の対象分）	取組面積（ha）	（令和5年度） 1.3ha	（令和6年度）1.2ha （令和7年度）1.2ha （令和8年度）1.2ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 長野県

協議会名: 山形村

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	戦略作物の取組	1	20,000	飼料用米、WCS用稲(基幹)	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策の交付申請者で対象作物を作付けし、WCS用稲については生産性向上等の取組み(疎植栽培又は直播栽培)、飼料用米については、生産性向上等の取組み(立毛乾燥)がされている耕作者。飼料用米については飼料用米に係る出荷契約を締結している者とする。</li> </ul> <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する助成水田のうち、当該年度において対象作物を通常の栽培方法により作付けしている水田とする。</li> </ul> <p>○助成対象面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象者が、助成対象農地において権原に基づいて対象作物の生産を行った面積とする。但し、水田については水田台帳上の本地面積を用いる。</li> <li>・助成対象面積の単位aとし、小数点以下は切り捨てる。</li> </ul> <p>○生産性向上に資する取組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の指導により、疎植栽培とは平地で50株/坪、中山間地域では60株/坪植えとする。</li> <li>・県の指導により、直播栽培を行う。</li> <li>・立毛乾燥とは、成熟期から収穫期の間が概ね2週間以上である。(飼料用米に限る)</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一圃場で、同一年度内に複数回作付けした場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。二毛作として作付けられたものを除く。</li> </ul>
2	高収益作物の取組	1	12,500	野菜(ネギ、加エトマト、アスパラガス、すいか、ながいも)(基幹)	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策の交付申請者で、助成水田において、販売目的で対象作物を作付けしている耕作者。</li> </ul> <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する助成水田のうち、当該年度において対象作物を通常の栽培方法により作付けしている水田とする。</li> </ul> <p>○助成対象面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象者が、助成対象農地において権原に基づいて対象作物の生産を行った面積とする。但し、水田については水田台帳上の本地面積を用いる。施設園芸については、生産に用いる施設の面積とする。</li> <li>・助成対象面積の単位aとし、小数点以下は切り捨てる。</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一圃場で、同一年度内に複数回作付けした場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。二毛作として作付けられたものを除く。</li> <li>・当該年度に収穫販売できないものについては適切な肥培管理が行なわれていること</li> </ul>
3	高収益作物の取組	1	10,000	野菜、果樹、花き・花木(別紙リスト)(基幹)	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策の交付申請者で、助成水田において、販売目的で対象作物を作付けしている耕作者。</li> </ul> <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する助成水田のうち、当該年度において対象作物を通常の栽培方法により作付けしている水田とする。</li> </ul> <p>○助成対象面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象者が、助成対象農地において権原に基づいて対象作物の生産を行った面積とする。但し、水田については水田台帳上の本地面積を用いる。施設園芸については、生産に用いる施設の面積とする。</li> <li>・助成対象面積の単位aとし、小数点以下は切り捨てる。</li> </ul> <p>○果樹の植栽制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹は植栽後3年以内のものを対象とする。(当該年度に収穫販売できないものについては適切な肥培管理が行なわれていること)</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一圃場で、同一年度内に複数回作付けした場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。二毛作として作付けられたものを除く。</li> <li>・当該年度に収穫販売できないものについては適切な肥培管理が行なわれていること</li> </ul>

4	地力増進作物への取組	1	10,000	地力増進のために作付けした作物(基幹作物) れんげ、小麦、ライ麦、エン麦、アルファルファ、クローバー、その他地力増進作物	○助成対象者 ・経営所得安定対策の交付申請者で、助成水田に対象作物を作付けしている耕作者。 ○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する助成水田のうち、前年度において野菜類、地力増進作物の作付けが行われ、当該年度において対象作物を通常の栽培方法により作付けしている水田とする。ただし地力増進作物の連続作付期間の上限は2年までとする。 ○助成対象面積 ・助成対象者が、助成対象農地において権原に基づいて対象作物の生産を行った面積とする。但し、水田については水田台帳上の本地面積を用いる。 ・助成対象面積の単位aとし、小数点以下は切り捨てる。 ○地力増進作物については『すき込み』を行う ○その他 ・同一圃場で、同一年度内に複数回作付けした場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。二毛作として作付けられたものを除く。
5	二毛作への取組	2	6,000	飼料作物(二毛作)	○助成対象者 ・経営所得安定対策の交付申請者で、助成水田において、出荷・販売することを目的として対象作物の二毛作での生産に取り組む農業者。 ○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に規定する助成水田のうち、当該年度において対象作物を通常の栽培方法により作付けしている水田とする。 ○助成対象面積 ・助成対象者が、助成対象農地において権原に基づいて対象作物の生産を行った面積とする。但し、水田については水田台帳上の本地面積を用いる。 ・助成対象面積の単位aとし、小数点以下は切り捨てる
6	新市場開拓用米への取組 (地域の取組に応じた配分の対象分)	1	20,000	新市場開拓用米(基幹)	助成対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙13の3の(2)の地域の取組に応じた配分額の算定手順のうち新市場開拓用米の取組に係る手続きが行われている者とする。 取組の内容 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙13の3の(1)の③に基づく、新規需要米取組計画(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の1)の認定を受けた取組面積に対して助成する。
7	そばの取組 (地域の取組に応じた配分の対象分)	1	20,000	そば(基幹)	助成対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙13の3の(2)の地域の取組に応じた配分額の算定手順のうちそば・なたねの取組に係る手続きが行われている者とする。 取組要件 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙13の3の(1)の②の「そば・なたねの作付け」に基づき、農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づき農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。 ※自家加工については、経営所得安定対策等実施要綱様式第9-4号「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売計画書兼出荷・販売等実績報告書」を、直売所での販売については、直売所と取引契約を締結又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画を作成すること。
8	地力増進作物への取組 (地域の取組に応じた配分の対象分)	1	20,000	地力増進作物(基幹) れんげ、小麦、ライ麦、エン麦、アルファルファ、クローバー、その他地力増進作物	○取組要件 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙13の3の(1)の④の「地力増進作物の作付け」に基づき、水田収益力強化ビジョンに地力増進作物の取組方針等を位置付けた地域農業再生協議会における、ア、イのいずれか小さいほうの面積について配分を行う。 ※ア、水稲(加工用米及び新市場開拓用米を除く)の支援対象年度の前々年度からの作付減少面積 イ、地力増進作物(基幹作に限る。)の支援対象年度の前々年度からの作付け拡大面積 ○地力増進作物の連続作付期間の上限は2年までとする。 ○地力増進作物については『すき込み』を行う ○その他 ・同一圃場で、同一年度内に複数回作付けした場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。二毛作として作付けられたものを除く。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「○○○(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「○○○(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「○○○(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙)

作物リスト 一覧

野菜	(あ)	イチゴ	インゲン	えだまめ	枝豆(黒大豆)
		エンドウ	オクラ	うど	小豆
	(か)	かぼちゃ	カリフラワー	きゅうり	キャベツ
		小松菜	ごぼう	キャベツ(種)	行者にんにく
		菊芋			
	(さ)	ささげ	さつまいも	さといも	ししとう
		しそ	しょうが	春菊	じゃがいも
		白ウリ	スイートコーン	ズッキーニ	セルリー
		その他野菜	その他野菜苗(種)		
	(た)	だいこん	たまねぎ	たまねぎ(種)	とうがらし
		トマト	トマト(種)	タラの芽	
	(な)	なす	にら	にんじん	にんにく
	(は)	はくさい	パプリカ	パセリ	ピーマン
		ハーブ類	ブロッコリー	ほうれんそう	ホンウリ
		ふき			
	(ま)	マコモダケ	みょうが	メロン	モロヘイヤ
	(や)	ヤーコン	やまいも	やまごぼう	
	(ら)	らっきょう	レタス	れんこん	ルパープ
	(わ)	ワラビ			
	果樹	(か)	柿	キウイフルーツ	くり
(さ)		さくらんぼ			
		西洋なし			
(な)		日本なし			
(は)		ぶどう	ブルーベリー(平成30年以降の植栽に限る)		ベリー類
(ま)		もも			
(ら)	リンゴ	リンゴ(種)			
花き・花木	(か)	カーネーション	グラジオラス	ケイカ	コスモス
		コニファー	花木(種)		
	(さ)	シクラメン	山林植栽用(種)	スターチス	
	(た)	チューリップ	チェリーブロッサム	トルコギキョウ	
	(は)	ヒガンバナ	ひまわり		
	(ま)	マリーゴールド			
	(や)	ユリ			
	(ら)	ラナンキュラス			